

以下の質問に対して、刑事法研究者の立場からお答えします。

A. 脳死は人の死ですか。

法律的には、脳死は人の死であると考えます。

- ① 法文上の根拠：臓器移植法が、脳死体からの臓器摘出を認めている。

解説）脳死は死ではないが、脳死体から臓器を摘出してその生命を奪うことは、移植のためという正当な目的のためには正当化される、という理屈（違法阻却説）は、法理論上認めることができません。これは、末期状態にある人の生命の価値と、移植によって救われる人の生命の価値とを比較して、救われる人の生命の価値のほうが高いとすること、つまり、人の生命と人の生命の間に優劣がある（！）ということ認めることにほかならないからです。

また、臓器移植法は、臓器移植の場合についてだけ、脳死を死として扱っている、という考え方も、取ることはできません。それでは、法は、「臓器移植のために必要なので、本当は死んでいない者を死んだ者として扱っている」ということになってしまうからです。

- ② 実質的な根拠：心臓死だけでなく脳死の場合にも死を認めることは、「統合された生命活動が不可逆的に停止することが死である」という死の定義を採用することである。この定義は、法的な死の定義として適切であり、社会的合意も得られている。

解説）「死」とは社会的なものだ、というのは、死の定義は、社会が決定するものであり、科学的に決まるものではない、ということです。確かに、人が死んでいく過程は、自然科学的に観察すれば一連の過程であるに過ぎず、そのうちのどこで、「死んだ」ということにするかは、文化的・社会的な問題です。そして、法的に、死の定義を決めなければならないのは、人々の間の紛争を解決するためです。その意味で、法律上の死の定義は、社会的合意に基づくものでなければならないといえます。例えば、（１）統合された生命活動が不可逆的に停止することが死である（精神活動・身体活動の両方を喪失することが死である）のか、（２）精神活動が不可逆的に停止することが死であるのか、（３）物質としての身体が消滅することが死であるのか、という議論は、「死の意味・実質的内容」に関する議論であり、これは社会的合意に基づいて決定されなければなりません。

しかし、人体のどの部分がどのようなようになったときに、「精神活動・身体活動の両方が失われた」といえるかは、科学的・医学的判断です。現在の医学は、心臓死の場合だけでなく、脳死の場合にも、精神活動・身体活動の両方が不可逆的に停止することを認めています。

C. 現在の日本の脳死移植の状況をどう理解していますか、 また今後どのようなようになるべきだと思いますか。

脳死・臓器移植の数が少ないという現状は、日本人が移植医療を否定的に捉えているから、だけではなく、無関心や「面倒だ」という気持ちが大きく作用していると考えます。

しかし、脳死・臓器移植は、正当な医療行為の一つであり、希望する人には、提供されることが望ましいものです。臓器の提供の有無が、各人の選択の結果であるならば受け入れるほかはありませんが、

単なる無関心や怠惰の結果であってはならないでしょう。少なくとも、潜在的に「臓器を提供したい」「してもよい」と考える人が、当たり前臓器を提供できるような環境・精度が整備されることが必要であると思います。

例えば・・・

- ・ 提供意思表示方式から、反対意思表示方式への変更
- ・ 新聞等による日常的な情報提供
- ・ 医師や関係者による個人的な働きかけ